

『上宮聖徳法王帝説』の一影写本

大庭, 卓也
九州大学大学院博士後期課程

矢毛, 達之
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/10343>

出版情報 : 文献探究. 38, pp.17-30, 2000-03-31. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :

『上宮聖徳法王帝説』の一影写本

大庭 卓也
矢毛 達之

一 はじめに

『上宮聖徳法王帝説』は、聖徳太子の伝記を記す最古の文献として周知される。平安中期頃の筆写と見られる、その古写本（知恩院蔵一卷一軸、国宝。以下「知恩院本」と略称）は、夙く古典保存会複製書二期の一として玻璃版で複製され（橋本進吉氏解説 昭3）、近時、勉誠社文庫85に『上宮聖徳太子伝補闕記』などと併せて一書にまとめられ（中田祝夫氏編 昭56）、容易に繙くことができるようになった。また、『法王帝説』本文の構成・成立過程、文献学的意義などに関しては、家永三郎氏の先駆的かつ総合的な研究『上宮聖徳法王帝説の研究 各論内容研究編』、『同 総論文獻学研究編』（昭26・28 三省堂）が備わり、国語史料としての考察も、日本思想大系2『聖徳太子集』（岩波書店 昭50）における校註、および解説（築島裕氏「憲法十七条」「勝鬘經義疏」「上宮聖徳法王帝説」の国語史的考察）においてなされ、『法王帝説』研究はこれら先学の業績によってほぼその大要が尽くされていると言つ

てよいであろう。しかし、家永氏によってなされた文献学的研究、特に享受史に関しては、氏の時点から書誌調査の進んだ現在、開拓の必要を認めなければならぬことは言うまでもない。

よつて本稿では、新出の『法王帝説』写本を紹介して『法王帝説』享受史の一端を明らかにすることとしたい。

二 九大蔵写本の様態など

本稿で紹介する『法王帝説』写本は、九州大学附属図書館が所蔵する、徳山藩儒島田藍泉（宝暦元年生、文化六年没）が諸家より受けた詩箋・書簡などの自筆資料群（総点数五〇〇余点。以下「島田家資料」と仮称）のなかに含まれるものである^註。藍泉は役小角の法流をくむ修験者として徳山教学院の住持を勤める一方、徂徠学を奉じて徳山藩藩校鳳鳴館教授を勤め、また、広瀬淡窓がその著『儒林評』（天保七年成写本一冊）において「藍泉ハ修験ナリ。修験ニシテ文辞アルモノ古今ナシ、只藍泉一人ナリ」と評するように、詩文を好む学者としても知られた。それだけに「島田家資料」に見ら

れる顔ぶれは福岡藩儒亀井南溟・昭陽をはじめとして京坂の諸儒など錚々たるもので、これら資料群は、昭和三十一年、本学名誉教授・荒木見悟先生が藍泉の曾孫・島田乾三郎氏より、藍泉の交友關係を窺い知る資料として寄託を受け、本学が所蔵することとなったものである。^{註20}『法王帝説』写本の書誌的事項は後掲のとおりであるが、本節ではまず、そこには漏らした事象を中心に本写本の様態を略述しておく。

装幀は巻軸装。五枚の紙を継ぎ合わせた全長約二八〇糎の本紙を厚漉で光沢を持った白色の楮紙系の紙で裏打ちした略式の装幀である。即ち表紙もこの楮紙系の紙である。外題は表紙上方に「上宮法王帝説」と墨筆打ち付け書き。巻緒を解いて開くと、見返しなどはなく、すぐに本紙が見え始め、第一紙〜四紙末にかけて「法王帝説」本文、やや間隔をおいて第四紙末・第五紙にかけて山田寺建立、蘇我馬子の逝去のことなどを記した、いわゆる知恩院本の「裏書」が書写されている。奥書・識語の類は一切ない。本紙の下部を仔細に見てゆくと、所々糊が落ちて本紙と裏打ち紙との間に空隙を生じた箇所があり、それらから判断すると本紙には斐紙系薄葉を用いていることが知れる。

本文は、文字の書体は勿論、「法王帝説」内題下の「法隆寺学園寺」「勸学院／経蔵印」などの印記、裏打紙余白の「和州法隆寺勸学院文庫」との墨書、また虫損、紙の継目など、すべて知恩院本を忠実に写している。勲誠社文庫の中田氏の解説によれば、知恩院本は縦は二六糎余、横は約五〇糎の紙を四紙と、約二五糎の紙一紙を継ぎ、即ち計約二二五糎とのものであるが、本写本で写される『法王帝説』本文の輪郭も、ほぼそれに一致している。このように、本

紙に薄葉を用い、忠実な書写態度を有していることから、本写本は影写本と認められる。また、内題下の「古経／堂蔵」、末尾の「欣賞」「徹定／珍藏」など、幕末〜明治における古写経の収集家として知られる養鶴徹定（文化一一年生、明治二四年没）の蔵書印が写されている。先に、奥書・識語の類いはないと記したが、これら徹定の蔵書印が写されることから、本影写本の書写年時は、徹定の『法王帝説』入手以後のこととなる。前述の『上宮聖徳法王帝説の研究 総論文献学研究編』によれば、少なくとも嘉永六年以前には、徹定が『法王帝説』を入手、明治七年、徹定が知恩院七十五代住職となると同時にそれを同寺に寄付したと指摘されるから^{註21}、ひとまず幕末〜明治期の書写にかかると見ておく。書写年時に関しては、次節で本影写本の旧蔵者を検討する際にも再び触れる。

さて『法王帝説』は、元禄八年に水戸彰考館の儒臣大串元善が『大日本史』の一史料として援用して世にその存在が知られるようになって以来、塙保己一編輯『群書類従』巻第六十四伝部一に収められて刊行されたことを除けば、狩谷掖斎『上宮聖徳法王帝説証注』に至るまで、写本のかたちで伝播した資料である。いま、岩波文庫『上宮聖徳法王帝説』（花山信勝・家永三郎氏校訳 昭16）解説の「『法王帝説』諸本」を見ると、そこに掲げられる知恩院本の写本は、断簡の形のを除けば、彰考館文庫蔵写本（元禄八年大串元善筆写）、無窮会神智文庫蔵写本（文政二年写、井上頼閉旧蔵）、宮内庁図書寮蔵写本（明治十一年谷森善臣筆写）、鈴木真年蔵影写本、の四本である。また『国書総目録』『古典籍総合目録』などを参考にしても、七本ほどを新たに加えうるのみであり、その伝本は決して多い訳ではない。よって次節では、本影写本を新たな

伝本の一として位置付けるべく、その出自などに検討を加えておく。

三 旧蔵者片影―島田蕃根―

本影写本は、前述の通り「島田家資料」、即ち島田藍泉の遺物として伝えられる資料群の一として存在する訳であるが、藍泉の没年以後の書写にかかる本影写本がその遺物中に含まれるのは、どのような理由からであろうか。結論から先取りして言えば、本影写本の旧蔵者は、藍泉の孫であり、明治の宗教学者として著名な、島田蕃根^{みつね}に擬せられるべきかと思われる。以下にその理由を列挙する。

まず影写本の伝存状態について。これも前述のとおり、本影写本は徹底の蔵書印が写される外は、書写年時を知る手掛かりは一切認められない。従って、影写本の伝存状態より、前節で述べたおまかな推定を多少なりとも限定することが許されるならば、およそ次のようなことが言い得るようである。即ち、外気に触れる表紙部分は黒味を帯びて多少の疲れを見せるものの、巻き込まれた内部には虫損や汚損が全く見られない。このことは、斐紙系の紙が虫害に強いということ割り引いて考えても、近世期のものであることが明らかで、同じく巻軸装の自筆詩箋類に虫損、汚損、さては破損が著しく見られることに比して、その保存の状態はすこぶる佳良である。また、本文には全体にわたり朱墨、あるいは赤インクのペンで書入れがなされており、書入れについては後述することであるが、本文読解の際の覚書と思しいこれら両様の書入れには、疑問符「？」が頻用されている。以上のような伝存状態より受ける印象から書写年

時を推定するならば、明治期に落ち着させるのが穏当であろう。

次に影写本が属する「島田家資料」全体の性格について。「島田家資料」は、藍泉と親好のあった福岡藩儒亀井南溟、昭陽父子や藍泉の門人などの、近世期の自筆資料がその大半を占めている。従って註1に述べたように、現在の図書室の分類もこれらを総て近世期の資料として扱っているのであるが、仔細に整理してゆくと「島田家資料」のなかには、次に掲出する一覽表のような、島田蕃根に係わる資料が混在していることが判明する。その殆どは明治期のものであり、一覽表には、蕃根との係わりが直接認められないものでも、例えば明治特有のあくの強い色彩の詩箋が用いられるなど、一見して明治期の資料と判断できるものなども含めておいた。

「島田家資料」内島田蕃根関連資料一覽

- ・資料名は、作者氏名と詩・文の形式名とを併せたものとする。その際、一枚の紙に二首以上の詩・文が書かれる場合に限り、資料名の後に、その数を続けて記す。従って、数を記さないものは、一枚の紙に一首の詩・文が書かれていると解されたい。
- ・配列は、作者・差出人氏名第一字を音読みした五十音順とする。同音中では第二字の音読みを基準とする。但し、署名がないなどの理由から、作者氏名の判明しないものについては、「無名氏」として末尾に掲出する。
- ・「備考」欄は、詩歌の場合は、題・序を中心に記し、書簡の場合は、文体・宛名・日付・本文の行数を中心に記す。

資料名

形状

備考

威臣五言絶句

一紙一枚 「路上作」。

改発書簡

一通 俗文。島田蕃根宛。「十一月六日」。本

海虎義親書簡

一冊 俗文。墨付六丁半。島田蕃根宛。「廿

五年一月廿二日」。紙縫綴。

覚原五言古詩

一紙一枚 「賦円真道朋芳韻」。

覚原五言古詩

一紙一枚 「寄円真君」。破損。

亀谷書簡

一通 俗文。島田蕃根宛。「一月念四日」。本

文十七行。色刷詩箋。

龜谷馨和歌

一紙一枚 「国民新聞三千号の新年を祝ひて」

邱之和五言古詩

一紙一枚 「甲戌三五夜醉余興録時桂花方開清香襲

坐」。色刷詩箋。

向山黄村七言律詩

一紙一枚 「同人集根岸鶯春樓分王臨川句得幽字」。

向山黄村七言律詩

一紙一枚 「蕃根祖厚安石三君見過率成一律」。色

刷詩箋。

高津栢樹四行書

一紙一枚

杉聴雨七言絶句二首

二紙二枚 「波利稔廟」「彼得帝像」。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 「丁亥歲晚次湖邨兄詩韻」。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 「吊謙道老師墓壬寅六月初五日」。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 破損。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 「乙巳秋夜有感作」。色刷詩箋。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 「明治三十七年一月書感」。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 色刷詩箋。

杉聴雨七言絶句

一紙一枚 色刷詩箋。

渋沢栄一七言絶句二首

一紙一枚 「賀雨宮君算甲寿」「賀大倉翁古稀寿」。

大野雲潭七言律詩

一紙一枚 破損。

島田蕃根書簡

一通 俗文。桜井道契宛。「中元節後三日」。

本文十四行。

島田蕃根等詩七首

六紙六枚 「孤山智園法師之詩」「孤山智円法師之

詩」など六首。色刷詩箋。

墨華書簡

一通 漢文。島田蕃根宛。「二月初吉」。本文

九行。

弼七言絶句

一紙一枚 「送佐藤生東遊兼寄東先生用其旧装韻」。

色刷詩箋。

武田泰信書簡

一通 俗文。入江弥源次宛。「四月廿八日」。

本文十七行。献言書あり。

蘭池七言絶句

一紙一枚 色刷詩箋。

無名氏七言律詩

一紙一枚 「悼小湊翁次耕堂詩」。色刷詩箋。

無名氏詩草稿

一紙一枚 「挽児玉參謀總長」。破損。

無名氏詩

一紙一枚 色刷詩箋。

蕃根は、文政十年十二月二十八日生、明治四十年没、享年八十一歳。法名は円真、号南邨。初め徳山教学院の住持を勤め、維新後、還俗して藩、明治政府に出仕した。『日本書誌学大辞典』（岩波書店平11）では〈蔵書・蔵書家〉として項目を立て、明治十八年に『大日本校訂大蔵経』四十帙四一九冊を縮刷刊行したこと、また明治十七年頃に昌平坂学問所刊行物である官版の版木、六十四部五六五枚を私財を投じて購入し、のちの官版複製叢書『昌平叢書』（明治四十二年刊、二百三十七冊、目録一冊）の基礎を築いたことなどを記している。こうした無類の愛書家としての蕃根の一面は、「島田家資料」の詩箋・書簡類にも窺うことができ、例えば「島田家資料」の一である清末藩儒片山鳳翻書簡には蕃根の文庫である「南邨文庫」の蔵書票（図版参照）が貼付されるなど、その整理保存に努めていたらしいことが偲ばれる^{註4}。即ち、藍泉の遺物が蕃根の手許

に受け継がれた時期に、前掲のような明治期の資料が混入したものである。こうした、「島田家資料」に蕃根に係わる明治期の資料が混在するという事実は、前述の影写本の伝存状態から推定した書写年時を裏付けるものに外なるまい。従って、本影写本も「島田家資料」内の明治期資料の一として数え、その成立はやはり明治期、そしてその旧蔵者は島田蕃根に準えるべきであろう。

図版 「南邨文庫」蔵書票（原寸大）



このように、本影写本の旧

蔵者を蕃根と見做すことは、

蕃根の伝記に照らしてもその徴証が得られる。蕃根の八十の祝賀会の報告書としてその没年の翌年に刊行された『島田蕃根翁』（島田蕃根翁延寿会編）^註は、友人の懐古談、蕃根自身の談話、新聞記事など

で綴った、蕃根の生涯を窺

うには恰好の資料であるが、

その口絵には蕃根の肖像とともに「翁所蔵の太子像及常用品」の写真、第二章「翁の大業と終生の希望」第二節には、東京に「太子堂」を建設することを提唱して募金を募った「太子堂建設賛成員募集趣意書」などが見えており、聖徳太子崇拜家としての蕃根の一面を伝えている。「太子堂建設賛成員募集趣意書」に関しては実現したのか知れないが、同書第三章「諸新聞に現れたる翁の逸事」には、明治四十年九月五日付の「東京朝日新聞」の記事があつて、次のように言う。

△百万円の寄附募集 翁は世人の知る如く熱心なる聖徳太子崇拜家である、翁曾て太子の御注「法華、勝鬘、維摩」の三経疏を上木して世に公にし、其居宅の一室を太子堂と唱へ、又自ら称して三経学人と云ふ程である、翁数年前より神田駿河台に、百万円を工事費として、聖徳太子堂を建設せんと企てあり、翁の説明に曰く五十万円で小松宮家の駿河台の御別邸を譲り受け、五十万円でニコライ会堂に数倍する殿堂を建立し、普く一切の善男善女に、太子の恩徳を知らしめんと、

思えば、この新聞記事にもあるように『維摩経義疏』（明治十四年刊五卷四冊）など、聖徳太子の著とされる『三経義疏』を明治に入つて新たに覆刻したのも蕃根であつた。こうした一連の聖徳太子崇拜は、『大日本校訂大藏經』刊行に見られるような仏教の発展を切望した業績、また蕃根の書物に対する執拗なまでの愛着に照らして考へるならば、民間に行われる所謂「太子信仰」とは一線を画して考へるべきものである。

果たして、聖徳太子の伝記を記した根本資料である『法王帝説』は、蕃根が是非とも座右の書として机辺に備へる必要があつたに違いない書物であつた。『島田蕃根翁』末尾の附録には「翁の自作及愛読の文字」として蕃根自作の詩歌六首を載せるが、冒頭には「奉誦聖徳太子伝謹賦」と題する次のような七言絶句が置かれる。題に言う「聖徳太子伝」とは、勿論『法王帝説』をも含めたものであり、蕃根の太子崇拜の念がいかに深いものであつたかを端的に窺い知ることが出来る。

十有二階冠位成 十有二階ノ冠位成リ

世人始識五常名 世人 始メテ識ル 五常ノ名

請着聖看好方便 請フラクハ聖看ニ着キ方便ヲ好セヨ

礼義先開真道生 礼義 先ヅ真ノ道生ズルヲ開カン

以上、影写本の伝存状態、「島田家資料」全体の性格、さらには蕃根の伝記上の問題、これら三因によって、本影写本は島田蕃根旧蔵物と断じてよいと考える。

四 知恩院本との異同について

本節では、本影写本と知恩院蔵本との異同について、前節まで確認した諸事実を基にしつつ述べる。

前節までの検討によつて、本稿で紹介する写本は知恩院本の影写本であると考えることが出来るよう。本節では、そのことを前提として報告を行う（以下、当該写本を「本影写本」と称し、知恩院本との比較に際しては、第一節にも触れた古典保存会複製版、および勉誠社文庫版影印を用いた。なお、以下に掲げる具体例については、その下部に括弧を付した上、参考として、知恩院本との対応箇所を、勉誠社文庫『上宮聖徳法王帝説』／日本思想大系『聖徳太子集』所収「上宮聖徳法王帝説」の頁数・行数によって示す。また、おのこの具体例における、いわゆる訓点については、適宜省略したところがある）。

ただ、本影写本には、知恩院本に比して若干の相違があるようである。その相違点は、まず、次の二つに大きく分けることが出来る。

A 影写の際に生じたと思われる異同（確実なもの計二〇箇所）。

A は更に、A1 誤写に類するもの（六箇所）・A2 脱字に類す

るもの（一四箇所）の二つに分けることが出来る）

B 影写完了後、別人によってなされたと思われる朱の書き入れ（確実なもの計二〇箇所）

この内、順序が逆になるが、最初にBについて触れる。Bは、朱墨によるもの、およびインクによるもの（後者はペン書きしたものとと思われる）であつて、結論から言えば、本影写本を後の何人かが実見し、本影写本そのものをテキストとして「上宮聖徳法王帝説」を読解学習する覚書ないしメモ程度に付したものと考えられる。

その内容は、朱の圈点を文字や記号に付すもの（「而興隆三寶」・寶字右下の句点に圈点。以下同じ。〈6・4 / 358・4〉・「天[○]四皇等」〈6・4 / 358・5〉・「八人之白言」〈6・7 / 358・8〉など）や、「^レ」というチェック印らしいもの（「生児^ヲ乎^レ麻呂古王」の「平」〈4・7 / 354・6〉）、また知恩院本に存する虫損とも思われる不審点に「ムシ」（「此不然也」の「不然」右傍〈9・3 / 364・7〉・「支美尔麻乎佐奈」下〈12・8 / 372・7〉）あるいは「ムシカ」（「是即死之異名也」の「是即」右傍〈9・10 / 366・4〉）と傍書するなど様々である。

さらに、影写原本の知恩院本のままでは意味の通りにくい箇所に対して、訂正を図るかの様な例も見られる。例えば、「聖徳法王娶（中略）名^ハ菩岐^ミ美郎生児^{ツインネ}春米^ネ女王」（4・8 / 354・8）というところでは、その中の郎字と生字との字間左傍に「女」字を付する。このくだりは、原文のままでは読解し難く、この朱書の様に「…郎女生…」という風に本文を改めれば、「（聖徳法王が娶つた女性（…）名は菩岐ミ郎女である、生まれた児は春米女王である…）」となり、すんなり意味が通る。実際、狩谷棧齋『上宮聖徳法王帝説証

註』では、この箇所について、「原脱ニ女字・今増」とし、本文を「……郎女」と、本影写本と同じ様に改めている訳である。

また、(8・5/362・7)に当たる部分では、知恩院本で既に本文行頭(諸と思われる)の半文字分が欠けており、裏打ちの紙に「國」と思しい字の上半部が補筆されている。しかし、これではいかにも継ぎ接ぎの様に思われ、不体裁かつ不分明である。本影写本では、この部分を知恩院本のまま忠実に写しているが、その右傍には「諸？」と朱書が付される(ちなみに、棧齋『証註』でも、この箇所は「諸」となっている)。これらの事実から、一見Bの朱書がどのような出自のものか検討する必要があるであろうである。

ただ、右の(8・5/362・7)の例にも見られる様に、疑問符「？」がしばしば用いられる(例えば、「豊聡耳」聡字右傍(4・3/354・3)・「三天皇」下(4・8/354・7・割註)・「代午年」代字上(7・3/360・6)など。中には(7・7/360・10)の箇所の様に、本文中、「薨逝也(慧慈法師)の也字と慧字との間の空白部分(この空白については後述する)にいったん疑問符を付した後、さらにその上から×印を重ね書きしていると思われる場合もある)などの点から、この朱書自体、本影写本の書写年時から相当下った時期のものとも推測される^{註6}。従って、本稿では、Bの朱書は本影写本そのものと切り離して考え、これ以上特に触れないこととしたい。さて、ここで、Aの諸点について述べることにする。

まず、A1の誤写に類するものについて触れる。A1のあらわれる箇所は、知恩院本の本文成立後に後人によって付されたと思われる、いわゆる訓点の部分^{註7}に限られ、その数は全体で六箇所程になるようである。

内容は、ひとまず、A1・1字形の相似による誤写(計二箇所)・A1・2古体の仮名の変更(計三箇所)・A1・3踊り字に関わるもの(一箇所)の様に区分することが出来る。以下、具体的に見ていく。

A1・1の字形の相似による誤写には、次の様なものがある。

- ・「但案」の「V」(喜多院点に由来する^{註8}。「シテ」を表す)を「シ」に(8・12/364・5)

- ・「嘆息」の「チ」(テの古体)を「ヲ」に(11・3/370・1)

次に、A1・2の古体の仮名の変更には、次の様なものがある。

- ・「多麻斯支」の「丁」(マの古体)を近体の「マ」に(10・11/368・6)
- ・「稀因」の「丁」(右に同じ)を近体の「マ」に(11・6/370・4)

ただ、全体的に見た場合、A1・1・A1・2の様なもの極めて少数であつて、むしろ、次に掲げる、

- ・「庶妹」の「ソタイ」

の例(10・11/368・7)などの様に、古体の仮名そのまま写している場合の方が遥かに多い。また、次に掲げる、

- ・「縫着」の「介」(ケの古体)を非省画の「介」に(11・9/370・7)

という場合も存する。ともあれ、具体例から分かる様に、A1・1・A1・2の諸例は、いずれも訓点中で古体の仮名が用いられている箇所^{註9}にあらわれる訳である。

なお、A1・3踊り字に関わるものには、次に掲げる、

- ・等巳刀弥乃の「ミミ」を「ミミ」に(11・1/368・8)

の一例がある。

以上が、A1の誤写に類するものの概観である。再説になるが、A1の大きな傾向(もつとも、その例は少数ではある)としては、特に訓点の部分で、古体の片仮名が用いられている箇所を影写した際にあらわれる、ということが挙げられる。

次に、A2の脱字に類するものについて述べることにする。A2は、A1と異なり、本影写本の本文・訓点双方にあらわれ、その数は全体で一四箇所ほどになるようである。

内容は、A2・1知恩院本本文の文字・訓点を脱しているもの(計九箇所)・A2・2知恩院本本文および訓点中にもともと存する墨消ち箇所を脱しているもの(計五箇所)の二つに区分することが出来る。以下、具体的にみていく。

A2・1の、知恩院本本文の文字・訓点を脱しているものには、次の様なものがある。まず、本文中の文字を脱している例は、次に掲げる、

・「飛鳥天皇」の「飛」脱(13・7/374・3)

の一箇所のみのものであつて、残りは全て訓点の箇所に見られる。

訓点を脱している例は、次に掲げる、

・「當時」の「シ」脱(7・12/362・3)

・「伊奈米」の「イ」脱(10・7/368・3)

・「豊浦大臣」の「トヨラノ」全て脱(13・11/374・6)

という仮名の場合、また、次に掲げる、

・「弥己等」の「、」脱(11・1/368・8)という踊り字の場合、

さらに、次に掲げる、

・「不注聖王薨年月」の「注」および「月」字左傍の返点脱(それぞれ10・4/366・9)

・「為太后」の返点脱(10・8/368・6)
・「唯佛是真玩」の合符脱(11・5/370・3)
という補助符号の場合など様々である。

この様に、A2・1の脱字が訓点に多く見られる事実は、A1・1字形の相似による誤写の例がやはり訓点にのみあらわれることとも何らかの関連がありそうである。あるいは、影写の際、細かい仮名や符号を漏らさず正しく書きおこなうことがなかなか難しかったからかとも考えられるが、いちおう保留としておきたい。

最後に、A2・2の知恩院本本文および訓点中にもともと存する墨消ち箇所を脱しているものについて触れる。

知恩院本にはもともと、本文・訓点中に墨消ち箇所が六例ほど存するようである。それらの箇所の内五例について、本影写本では、当該部分を空白のままとして処理している。空白となっている具体的な箇所は、次に掲げるとおりである。まず、本文中のものは、

・「逝也■慧慈」の箇所(知恩院本、■の部分に墨消ち。以下同じ。(7・7/360・10))、

および、

・「我中尾■」(14・3/374・9)

という、知恩院本で割注の末尾を墨消ちとしたところがある。次に、訓点中のものは、

・「次尾治王」の箇所(5・4/356・5)。本影写本には、この

■の箇所に朱で「ヤ」と読める書き入れがある)

・「比弥乃」の箇所(10・8/368・3)

・「天皇聞之」の箇所(11・6/370・4)

という三例が確認される。

これらの例からすると、影写の方針として、知恩院本にもともと存する本文（裏書を含めて）・訓点中の墨消ちは、当該部分を空白のままにしておく、といった態度があつたのでは無いかとも思われる。しかし、僅か一例ではあるけれども、次に掲げる、

・「将■造寺」の箇所（7・11／362・3）

は、墨消ち自体をそのまま影写しているようであつて、例外的なところである。なお、知恩院本には、本文の上から大きく円を描く様に墨書し、傍らに新たに文字を付したいわゆる見せ消ちの箇所が四例ほど存する（〈7・10／362・2〉・〈7・12／362・4〉・〈7・12／362・4〉・〈8・4／362・7〉）。それらについて、本影写本では、知恩院本そのままに見せ消ちとして写しており、墨消ちの場合との処理方針の違いを窺わせる。

以上、本影写本と知恩院本との相違点について述べた。確認すると、本影写本は、もちろん大部分で、本文と訓点とを問わず、字形や字の太さ細さ、墨の濃淡、また筆勢など知恩院本そのままの書写がなされている。しかし、少し細かく見ていくと、特に訓点の部分で知恩院本と異なる場合がまま認められる。さらに、その中で古体の仮名や符号が用いられた箇所に、比較的によくの相違点が認められるのは、やはり明治期という本影写本の成立時期も関わつていようか。

五 書誌・影印

〔書誌〕

装幀 卷子本一巻一軸。

表紙 楮紙系白色。

外題 上方に「上宮法王帝説」と墨筆打付け書き。

見返 なし。

本紙 斐紙系薄葉。（第一紙）縦三〇・九糎、横一九・〇糎。

（第二紙）横七八・六糎。（第三紙）横七八・六糎。（第四

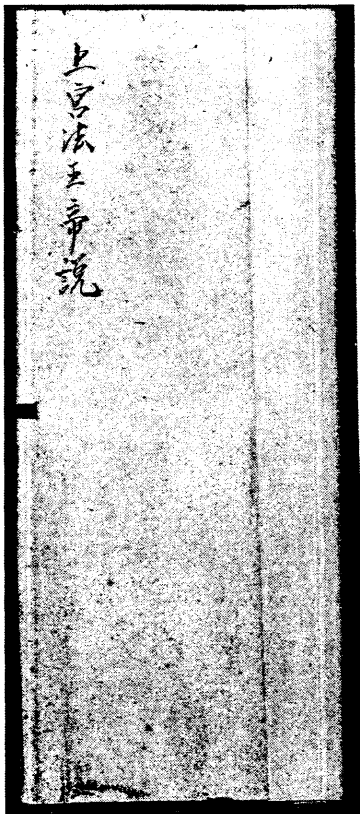
紙）横七八・六糎。（第五紙）横二八・三糎。

書写年時 明治期。

備考 本文全体にわたり朱筆・赤インク両様の書入れ（確実なもの二〇箇所）あり。あるいは後人の手によるものか。

〔影印〕

外題



上宮聖德法王帝說

伊波札池邊雙槻宮治天下捕獲...

人至若大石生見鹿...

次女米王 次須加...

又天皇娶 獲我伊奈...

多米王 又天皇娶...

生見子 摩古王...

王子也 品聖德法王...

兒春米王 次長...

次伊生王 次麻...

又聖王娶 我馬...

合聖王 聖王...

次麻古王 次...

聖王麻光多...

生花左...

生見位...

聖王 聖王...

那久...

多...

宮治...

司母...

婦...

右五...

伊波...

敬有...

大...

住...

義...

之...

寺...

王...

王物極廣園相傳都位勢地五方代聖王即以此地為隆隆寺地也
今在隆慶園相傳都位勢地五方代聖王即以此地為隆隆寺地也
三百餘町者

年二月廿二日夜聖王亮逝也又慈惠法王開之奉為王命
講經裁須日遂上宮聖必放此心吾慈惠法王開之奉為王命
達聖王面奉神王遂如其言到明年二月廿日發病令終也

他道大宮何天皇大御身勞賜時成於四年官於天皇天皇
太子而獲願賜我大御病六年放此心將此藥師像作在奉記
當時前賜造不捨者少治田天皇天皇天皇天皇天皇天皇天皇

今皇賜而放此丁加年侍奉
右法隆寺金堂聖佛像先後銘文即寺造始緣也

法興元世一年歲次辛巳十二月恩前太后崩明年正月十日
法王枕病弗愈于食后仍以勞疾至著於庚時至后于寺及
前皇深憐憫慈惠相共救願像依三寶皆造釋像尺寸玉身蒙
此願力轉病遂安住世間若是空業皆世者往登淨土乎
昇妙果二月廿日天皇至后即世也百法聖靈遊美余年三月如願

故造釋迦尊像并侍侍及莊嚴具者竟矣斯故信道知
識現在家隱處人死隨奉三三給隆三寶遂共彼佛普道六
道法界合識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍面止利解

右法隆寺金堂聖佛像先後銘文如件
檀曰法興元世一年以能不知也個茶常記云治田天皇之世東
官廡戶豐聚可命大臣宗我馬子福林共奉草而進立三寶

始興大寺故曰法興元世此即銘云法興元世一年也後見人若可
疑年身此不然也然則言年字其意難見然所見者聖王
穴太郎王亮逝辛巳年者即治田天皇源世故即相其年故云年

其元異趣鬼前太后者即聖王母穴太郎間人至也鬼前者此神
也何故言神前太后者此皇后同母弟長谷部天皇是也神前宮
治天下若疑其姊穴太郎王即其宮也稱神前皇后也言明年者
即辛巳二月廿日天皇至后即世者此即聖王妻騰大乃自也二月

廿日者壬午年正月也翌日法王登遊者即上宮聖王也即世登
遊者是即死之異名也故合稱此銘文應言壬午年正月廿日聖
王枕病也即自時騰大乃自得勞也又自者正月廿日卒也聖王

廿二日亮逝也是以明知騰夫之先自卒也聖王後日亮逝則證歌曰
我身我乃也美能并乃美且伊加奈久亦多我生麻之卒乃也美乃并
能美且伊加奈久亦多我生麻之卒乃也美乃并

能美且伊加奈久亦多我生麻之卒乃也美乃并
夫人卒也即聖王謀而謀是歌即其證也但銘文應言夫夫人卒也
不注聖王亮逝年月也然諸記云明聖年正月廿二日甲戌夜

上宮聖王亮逝也小生人死者其往及而生之稱也三三者若疑神
前太后上宮聖王騰大合此三而也 斯歸斯歸宮治天下天皇
右阿米久尔意斯波魯文比里奈波乃林已善靈老奇大臣及侍

奉末志及右吉多斯比林已善靈老奇大臣及侍
以乃林已善靈老奇大臣及侍
右身阿尼乃林已善靈老奇大臣及侍

子名斐奈久羅乃布等多麻斯支乃林已善靈老奇大臣及侍
居如斯支乃林已善靈老奇大臣及侍
多多也德奈等已乃林已善靈老奇大臣及侍

是宮治天下生者等已乃林已善靈老奇大臣及侍
奈大女即為倉藏在辛巳二月廿日發酒日入孔都間人女美蘭聯年
二月廿日甲戌夜辛巳年者即治田天皇源世故即相其年故云年

二月廿三日甲寅年...

天之難思懷心難止使我大王身王如期能遊痛麟元於文王
所苦世間之難唯佛是真功德其法諸我大王應生於天壽國之樓
而彼國之形眼所正者佛用而像然觀大王往來之狀天壽國之樓
一昔日有一我子所結誠心為然物請求女弟葛羅維二養盡香東
非以賢高麗加西漢又漢奴知已利令有標部素久庶
右在法隆寺藏成續帳之類總者龜背上文字者也其不知者之
港者 獲我之 祿字 或當重者 已字 或當重者 已字 或當重者 已字

白雲天之子者 天即法隆寺也 太子浦者 即聖地也 從遊者 北也
入對面者 指三月 天白前之者 天白前之者 今者 指聖地也

上宮時臣切三枝丈夫歌
知加吾我乃安美能守何波以多較婆許費知何於保交美及於祿
和國良報來

是加祿字浪多婆位美夜麻乃向道加氣比上乃麻才之志知何
於保交美波舟

仰加吾我乃已能加支夜麻乃佳可寄木乃獲良余吾許等事
女美尔麻年 佐奈

丁未年六月 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

即造難故四天寺也 聖王生十四年也
高天賜 天皇御世代 壬午十月十日 百濟國王明王始奉慶也

像經教年情孛勅校獲我福目宿林大臣合興隆也
自百濟手院成佛像像流却於難波江以治四天皇御世

...

...

庚寅年燒成佛像像流却於難波江以治四天皇御世
日年五月 聖德王与鴻大臣共謀建立佛法更興三寶即在
大行定壽位也七月十七日 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

馬天皇御世 庚申年七月十四日 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

熱即出於伊加加宮山火火及其昆弟弟弟合十五王子
...

以明其父聖德太子孫等皆我之
志歸場 天皇治天下 丁未年三月 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

也田天皇治天下 丁未年三月 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

也邊天皇治天下 丁未年三月 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

倉橋天皇治天下 丁未年三月 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

少治天皇治天下 丁未年三月 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

上宮聖德王及云法皇壬午年 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

生九年 上宮聖德王及云法皇壬午年 獲我馬子宿林大臣佐物相室屋大連時大臣軍
主不剋而退故則上宮聖學四王像達軍士所信云若得此大
建奉為四王造寺尊重依養者即軍士得勝取大連說依此

和功法隆寺勸學院文庫

和功法隆寺勸學院文庫

臨天宣代
庚戌春三月法隆寺僧徒等因舊遺化檀越等奉請佛寺
皆我大兄業浦大兄云

院勸僧侶推古天皇之所住持主事也

寺之銘作是

多末又司馬遺多阿空

廣平云博廣水四百七十五丈云々又云二百六十五丈云々

三月十一日相國院學末教之教文上其書卷第十卷法隆寺云

注云寺勸學末地云外并主事堂之以此地爲南宮三月廿五日此堂在皇極殿西百年

十月十三日法隆寺其院建中法隆寺寺事其寺僧有奉大鏡一箇其鏡種法隆寺

其高四合利粒四寸五分其口七寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分其口徑六寸五分

註

- 1 これら自筆資料群は九大文学部図書室に配架される。そこでの分類名および請求番号は、「亀井南溟・曇栄遺墨 一括」(支哲/52/120)、「亀井昭陽遺墨 一括」(支哲/52/124)、「島田藍泉遺墨 一括」(支哲/52/122)、「島田藍泉交友関係遺墨 一袋」(支哲/52/123)、「原古処其他遺墨並書翰 一袋」(支哲/52/124)。いずれも貴重図書に指定される。但し、現在は順不同に箱に収納されており、これら分類は必ずしも踏襲されていない。また後述の通り、藍泉の孫・島田蕃根の資料も少なからず含まれており、その意味では、これら分類はいささか妥当性を欠くものとも言える。これらの目録稿、および資料的意義に検討を加えたものに、拙稿「九州大学蔵「島田家資料」目録考―自筆詩箋の部―」(「語文研究」90号掲載予定)がある。併せて参照されたい。
- 2 この間の経緯は、註1掲出の拙稿でも触れておいたが、荒木見悟先生『亀井南冥と役藍泉』「まえがき」(徳山市立図書館双書 第十集、昭38)に詳しい。
- 3 『上宮法王帝説の研究 総論文献学研究編』一四七頁。
- 4 南邨文庫については、後述『島田蕃根翁』末尾に「南村文庫の保存に就て」と題する、左のような島田蕃根翁延寿会による報告文が載る。

会計報告の示す如く、翁の生存中に使用せられし養老金は、之を未亡人に贈呈したるに、島田家にては、本会の好意に対し、深く感謝の意を表せられ、翁の遺愛の書籍の保存方を本会に托せられたれば、協議の上何れかの図書館に本会代表者の名を以て委託

することとしたるに、令息乾三郎氏は、氏の所有に係る図書をも同一図書館に委託することを申出でられたるに由り、近日、尤も公益に便なる図書館を選び、之に供托する手続をなすべく、目下、目録を調製中なり、即ち本会の挙が翁の生前を慰めたるのみならず、没後遺愛の図書をも保存するに至りたるは、発起人に於ても望外の光とする所なれば、各寄贈金者諸君に報告して、与に欣びを頒たんとす

5 引用は、国会図書館蔵本に拠る。

6 朱書を付した人物は、むしろ『証註』などから得た知識をも参考にし、て事に及んだ、ということにもなるうか。

7 築島裕氏「憲法十七条」「勝鬘經義疏」「上宮聖徳法王帝説」の国語史的考察（『日本思想大系』『聖徳太子集』所収、昭50）によれば、加点の時期は平安後期（一一世紀末頃）、加点者は法隆寺の学僧かという。

8 中田祝夫氏『古点本の国語学的研究 総論篇』（講談社 昭29）など参照。なお、『上宮聖徳法王帝説』訓点の仮名字体および補助記号表は、築島氏註7文献を参照されたい。

〔付記〕 本稿は、九州大学蔵「島田家資料目録」作製に関する報告の一環として成ったものである。本文の第一〜三節は近世文学専攻の大庭が、第四節は国語学専攻の矢毛が執筆した。猶、「島田家資料」の整理、紹介の機会を与えて下さった、本学中国哲学史講座の荒木見悟名誉教授、柴田篤教授に深謝致します。また貴重図書の閲覧には、本学文学部の山田玄運図書掛長の特別の便宜を得た。記して深甚の謝意を表します。

（おおば たくや・九州大学大学院博士後期課程）
（やけ たつゆき・九州大学大学院博士後期課程）